別表六(一)の記載要領等1号中「第67条の6又は第67条の7（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）」を「第67条の6第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）」に改め、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）（平成27年改正法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第67条の6第1項又は第67条の7第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項11号を次のように改める。

2　「特別利子の額　(5)」及び「特別利子の額　(20)」の各欄並びに「その他株式等」の「(13)」、「(14)」及び「(29)」から「(31)」までの各欄は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、記載を要しない。

別表六(一)の記載要領に次の1二号を加える。

3　「受取配当等の益金不算入額 (1)＋((2)－(11))＋((12)－(14))×50％＋(15)×(20％又は40％) (16)」及び「受取配当等の益金不算入額 (17)＋((18)－(27))＋((28)－(31))×50％＋(32)×(20％又は40％) (33)」の各欄は、租税特別措置法第67条の7（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける場合にあつては「20％又は」を消し、その他の場合にあつては「又は40％」を消すこと。

4　「平成22年4月1日から平成24年3月31日まで又は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額　(24)」の欄は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「平成22年4月1日から平成24年3月31日まで又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は平成27年4月1日から平成29年3月31日まで」を消すこと。